

中高一貫教育校の整備に関する検討委員会

報 告 書

将来の日本を担う人材の育成を目指した東京発の新たな教育の展開に向けて

平成 14 年 4 月
東京都教育委員会

は じ め に

本検討委員会は、平成13年10月に設置されて以来、中高一貫教育を巡る最近の動向を踏まえ、東京都における中高一貫教育校の整備に係る具体的諸課題について検討を行ってきました。

検討委員会では、これまで6回会議を開催し、議論を重ねてきました。この間、去る2月には、「中高一貫教育校の整備に関する基本的方向」として、検討の「中間まとめ」を行いました。その後、「中間まとめ」に盛り込まれなかった事項を含め引き続き検討を重ねてきたところであり、今般、最終報告として公表する運びとなりました。

中高一貫教育校の整備については、本報告の中でもふれているとおり、「教育改革プログラム」(平成11年9月改定)や「21世紀教育新生プラン」(平成13年1月)において、高等学校の通学範囲に少なくとも1校整備するという国としての整備目標が示されました。全国的にも、多くの県で、整備が進んできています。

また、昨年10月には、「都立高校に関する都民意識調査」が公表されました。これにより、公立の中高一貫教育校の整備に対する都民の期待が大きなものであることが明らかになりました。

このような都民の期待に応えつつ、中高一貫教育校の整備について、全国的な流れをリードしていくためにも、本報告の内容については、早急に具体化を図ることが必要です。

東京都教育委員会では、今秋、都立高校改革推進計画の新たな実施計画を策定することとしております。本報告の内容について、この新たな実施計画の中で具現化を図っていくこととなります。今後、本報告で述べている教養教育の内容をはじめ、さらに掘り下げて検討しなければならない事項がありますので、忌憚のない御意見や御提案をお寄せ頂ければ幸いです。

平成14年4月

中高一貫教育校の整備に関する検討委員会

目次

第1章 中高一貫教育校の整備の必要性等について	3
1 背景及び経緯	3
2 中高一貫教育の意義	3
3 整備の必要性	3
(1) 中等教育の複線化の必要性	3
(2) 人材育成の必要性	4
(3) 都民の期待への対応	4
(4) 既設校の活性化	4
(5) 早期整備の必要性	4
第2章 都と区市町村の役割分担について	4
第3章 都が中心となって整備する中等教育学校及び併設型中高一貫教育校の整備の考え方	5
1 基本的考え方	5
(1) ねらい	5
(2) 教養教育についての考え方	5
(3) 学校の在り方	6
(4) 大学との連携・接続	6
2 規模及び配置等	6
(1) 規模及び配置の考え方	6
(2) 設置形態	6
(3) 学校規模	6
3 入学者決定方法等	6
(1) 入学者決定方法	6
(2) 通学区域	7
(3) 編入学及び転学	7
4 教員に関する事項	7
(1) 教員免許	7
(2) 教員の採用・異動	7
(3) 授業担任等	7
(4) 教員研修等	7
(5) 給与	8
第4章 連携型中高一貫教育校の整備の考え方	8
1 ねらい	8
2 連携する内容	8
3 連携形態	9
4 設置校数	9
5 入学者決定方法等	9
6 教員に関する事項	9
7 費用分担	9
8 その他	9
別紙1 教育課程編成の基本方針（教養教育の具現化例）	10
別紙2 教育課程の概要（教養教育の具現化例）	11
参 考 資 料	12

第1章 中高一貫教育校の整備の必要性等について

1. 背景及び経緯

中学校教育や高等学校教育を巡っては、1)新学習指導要領において、子どもの12年間の教育を見通して、「生きる力」の育成や将来の進路選択を視野に入れた活動の重視が示されたこと、2)進学を希望する生徒の学力伸長、体験学習等を通じた社会の基本的なルールを守る心の教育の推進等の新たな課題に対応する教育の推進が求められていること、などの状況が生じてきている。

国の動き

平成9年6月の中央教育審議会の答申を受け、中等教育の一層の多様化を推進し、生徒一人一人の個性をより重視する教育の実現を目指した学校教育法等の改正により、平成11年4月から、従来の中学校・高等学校の制度に加えて、6年間の中高一貫教育を選択的に導入することが可能となった。

また、中高一貫教育については、これまで私立及び国立の中学校・高等学校で、實際上、相当の広がりをもって行われてきたところであるが、平成12年12月の国の教育改革国民会議報告などにおいて、公立学校として、中高一貫教育を推進していくべきとの意見が出されている。

東京都の動き

東京都においては、「中高一貫教育検討委員会報告書」(平成11年4月)を踏まえて策定された「都立高校改革推進計画・第二次実施計画」(平成11年10月)により、2校の中等教育学校をパイロットスクールとして設置することとしてきた(うち1校について、都立大学附属高等学校の改編により平成18年度に設置予定)が、以下の3で述べる理由により、さらに中高一貫教育校の整備を行っていく必要がある。

2. 中高一貫教育の意義

中高一貫教育の意義は、以下の3点に要約することができる。

- ・ 高校受験の影響を受けることなく、ゆとりある安定的な学校生活を送ることができること。
- ・ 6年間を見通して、計画的・継続的な学習指導、進路指導・生活指導等を展開することができること。
- ・ 異年齢集団による活動を通して、社会性や人間性を育てる教育の一層の充実を図ることができること。

3. 整備の必要性

(1) 中等教育の複線化の必要性

東京の中学校・高等学校においては、他県と比較して、私立学校がより多くの生徒を受け入れてきており、公立と私立が協調することにより、東京の中等教育の展開が図られてきた。こういった中で、中等教育を行う学校は、公立では区市町村立中学校及び都立高等学校の単線型であるが、私立では、同一設置者による中学校と高等学校の実際上の併設校が多く、中高の一貫教育を望む子どもや保護者が選択可能な複線型となっている。

公立学校の進路が単線型であることは、これまで、都民の教育水準を全体として向上させる上で効率的であり、また、こういった制度が合う子どもは個性や能力を伸ばすことができた。しかし、今日では、子どもの能力・適性、興味・関心等が極めて多様化しており、一人一人の子どもが自分に合った教育を選択することができるようにする必要がある。

一方、私立の実質的な中高一貫教育校は、進学や部活動等に顕著な実績を上げているが、通学時間や校風等を理由として、公立学校で中高一貫教育を受けたいという子どもや保護者の希望には、現状では応えることができない。今後、子どもや保護者にとって、一人一人に合う教育の選択が可能となり、公立学校においても中高一貫教育校を選べるよう、複線化していくことが求められる。

このようなことから、小学校卒業段階での学校選択に当たり、将来の進路に目的意識を持ち、あるいは中高一貫の継続的教育による個性や能力の伸長を望む子どもや保護者については、6年間の一貫した指導方針の下に教育を行う6-6制の学校が必要である。他方、小学校卒業段階では必ずしもそうではない者については、中学校での学習を通して自らの進路を発見し、進路意識を明確にした上で、多様な高等学校の中から自分に合った学校を主体的に選択することができるように、現行の6-3-3制も必要である。このため、6-3-3制と6-6制のいずれかが選択可能な学校制度を用意し、中等教育の複線化を図ることが必要である。

(2) 人材育成の必要性

小学校卒業段階で、将来の進路への目的意識等に基づき、継続教育の意欲を持つ子どもに対して、中高一貫教育を展開していくことが必要である。

一方、現代の日本人には、使命感・倫理感、社会貢献の心や、日本人としてのアイデンティティなど、社会的な役割についての認識が必ずしも十分ではないとの指摘がある。人材が最大の資源である我が国が、今後とも引き続き発展し、国際社会の中で重要な役割を果たしていくために、子どもに教養を身に付けさせる教育を行い、これからの日本人に求められる資質を育てていくことが必要である。

また、リーダー不足といわれる我が国にあって、様々な場面・分野で、人々の信頼を得て使命感を持って行動する、リーダーとなり得る人材を育成していくことが必要である。

こういった人材を育成するためには、小学校卒業段階で、将来の進路への目的意識等に基づき、継続教育の意欲を持つ子どもに対して、中高一貫教育の中で教養教育を実施していくことが有効である。

(3) 都民の期待への対応

昨年10月に公表した「都立高校に関する都民意識調査」によると、中高一貫教育校の必要性については、「都全体で10校以上必要」との回答が合計で56.2%あり、「都全体で2校」の3.3%や「必要ない」の12.3%を大きく上回っている。また、必要な中高一貫教育校のタイプについては、「幅広い教養の獲得」が最も多く、「進学に必要な学力の習得」、「外国語や国際的素養の習得」、「志や感性の育成」などが続いている。こういった結果により明らかになった都民の期待に応えていくことが必要である。

(4) 既設校の活性化

中高一貫教育校の設置は、子どもや保護者の学校選択幅を拡大するものであり、一般の公立中学校・高等学校の教育活動にも大きな刺激を与えるものである。このため、既設校の活性化を図る観点からも、中高一貫教育校の整備を進める必要がある。

(5) 早期整備の必要性

以上の(1)~(4)で述べたことを踏まえると、公立の中高一貫教育が制度化された現在、パイロットスクールとして2校設置し、その成果を見てから展開するのでは、時代の要請に適切に対応することができない。このため、できる限り早期に中高一貫教育校の整備を図る必要がある。

第2章 都と区市町村の役割分担について

1. 教育機会の均等の観点に立って計画的に整備するために、当面、都が中等教育学校及び併設型中高一貫教育校を整備することとしつつ、条件が整う場合には、区市町村が地域独自のニーズに基づき、中等教育学校及び併設型中高一貫教育校を設置することを期待する。

中高一貫教育校の整備に当たっての都の役割としては、次のようなことが考えられる。

- [都の役割] 都立中高一貫教育校の設置主体となること
- 区市町村に対し情報提供等必要な支援を行うこと
- 区市町村と必要な調整を行うこと

2. 区市町村が中等教育学校及び併設型中高一貫教育校を設置しようとする場合には、審査基準（学校教育法施行規則及び学校教育法施行細則）に基づき、都が申請を認可する。
3. 連携型中高一貫教育校については、地域並びに中学校及び高等学校のニーズを踏まえ、都と区市町村が協議して推進を図る。

第3章 都が中心となって整備する中等教育学校及び併設型中高一貫教育校の整備の考え方

1 基本的考え方

(1) ねらい

中高一貫教育の中で、教養教育を行い、子どもの総合的な学力を培うとともに、個の確立を図り、個性と創造性を伸ばす。また、使命感・倫理感、社会貢献の心、日本人としてのアイデンティティなど社会的な役割についての認識を深め、国際社会に生き、将来の日本を担う人間として求められる資質を育てる。このような中高一貫教育を行う中で、社会の様々な場面、分野において人々の信頼を得てリーダーとなり得る人材を育成する。

(2) 教養教育についての考え方

教養及び教養教育の必要性

社会全体に目的喪失感や閉塞感が漂い、学ぶことの目的意識が見失われる時代にあって、自らの置かれている状況を見極め、今後進むべき目標を考え、目標実現のために主体的に行動する力（教養）を持たなければならず、このような教養を身に付けるための教育を行う必要がある。

どのように教養を培うか

子どもの発達上、自立心を高め、自己のアイデンティティを確立する上で重要な時期に、6年間の一貫した教育を行うことにより、主体的に学ぶ態度・意欲をもち、知識を体系的に獲得しつつ、総合的な学力を培うとともに、将来の進路の実現に向けた夢と高い志の育成や得意分野の伸長など、「自立に向けた教育」を行う。これらにより、社会的自立に向けた発達と知性の獲得との調和の中で豊かな教養を培う。

具体的内容

教養教育は、もとより中学校・高等学校においても行うべきものであるが、中等教育学校及び併設型中高一貫教育校においては、6年間を通じた学校設定科目の開設等、ゆとりや継続を生かした教育活動を展開するものであり、次のような教育内容が考えられる。

- (ア) 社会とのかかわりを大切にし、インターンシップや長期の団体・集団活動、社会奉仕活動等の様々な体験活動等を通して人間としての在り方生き方の指導を充実させる。
- (イ) 普通科目及び専門科目を含め多様な科目を設置するなど、個性や創造性の伸長、使命感の育成等を図る教育課程を編成する。具体的には、例えば、次のような学校設定科目等を設定し、6年間を通じた教育の推進を明確にする。
 - a) 世界の中の日本人としてのアイデンティティを確立するための「日本と国際社会」
 - b) 科学技術が社会に及ぼす影響に関する理解を深めるための「科学技術と社会」
 - c) 社会貢献を行うために求められる判断力、行動力、洞察力などを育てる「社会貢献論」

今後、別紙 1 の教育課程編成の基本方針及び別紙 2 の教育課程の概要により示した教養教育の具現化例を参考にしつつ、教養教育の具体的内容の検討を行う。

(3) 学校の在り方

教養教育を重視しながら、各校の特色化を図っていくこととし、その中で、例えば、

(ア)思想、哲学、政治、経済、歴史等の学びを通して自らの考えを確立し、日本の政治、経済、司法、医療、福祉等のそれぞれの分野において在るべき姿や今後取り得る方向性について明確な進路を示し得る人間や人類に貢献し得る人間の育成を目指す教育

(イ)外国語によるコミュニケーション能力を有し、我が国の文化・伝統等を理解するとともに、世界の多様な文化を理解し尊重する姿勢を持ち、世界を舞台に活躍し得る人材の育成を目指す教育

(ウ)自然科学への理解や科学技術に関する幅広い基礎的な能力を身に付け、将来、研究者、技術者として我が国の科学技術水準の向上に寄与し得る人材の育成を目指す教育

などを重点的に行う学校（又はその一部のクラス）を設置する。

(4) 大学との連携・接続

在学中に大学レベルの教育にふれる機会を提供するため、また、卒業後引き続き大学において、豊かな教養を身に付け、個性や創造性を伸ばす教育を受けることができるようにするため、大学、特に、新たな都立の大学との連携・接続を積極的に図っていく。

2 規模及び配置等

(1) 規模及び配置の考え方

「教育改革プログラム」(平成 11 年 9 月 21 日)及び「21 世紀教育新生プラン」(平成 13 年 1 月 25 日)等で示されている国の方針では、生徒や保護者にとって実質的に選択が可能となるよう、中高一貫教育校を高等学校の通学範囲に少なくとも 1 校整備されることを目標に整備を推進することとなっている。こういった流れの中で、東京都における中等教育学校及び併設型中高一貫教育校については、地域バランスや中学生の通学時間等を十分考慮して設置する。

(2) 設置形態

都立高校の単独改編による場合や、都と区市町村が協調して設置する場合などが考えられる。

設置に当たって、中等教育学校と併設型中高一貫教育校のどちらとするかについては、それぞれに利点と留意点があることから、東京における中高一貫教育導入のねらいを踏まえつつ、学校の特色等を考慮して検討の上決定する。

(3) 学校規模

中等教育学校については、1 学年 4 クラス・学校全体で 24 クラスを基本とする。ただし、敷地・施設に余裕がある場合や区市町村と協調して設置する場合には、1 学年 5 クラス・学校全体で 30 クラス程度とすることを検討する。

併設型中高一貫教育校については、中学校 3 ~ 4 クラス程度、高等学校 5 ~ 6 クラス程度とすることを基本とする。ただし、区市町村と協調して中学校施設等を活用する場合には、高等学校のクラス数を増加させる方向で検討する。

3 入学者決定方法等

(1) 入学者決定方法

中等教育学校及び併設型中高一貫教育校においては、学校教育法施行規則の規定により、学力検査を行わないものとされていることから、設置する学校の教育理念や育てたい生徒像等に照らし、

学習活動への適応能力、学ぶ意欲や適性等について判定可能な選抜方法を選択する必要がある。このため、学校の個性や特色に応じ、面接、小学校長の推薦、作文、調査書、抽選等を適切に組み合わせて行うほか、子どもの適性等をよりの確に把握するため、実技や技能検査等の実施を検討する。

また、併設型中高一貫教育校においては、高等学校入学に際し、併設型中学校からの進学者以外の者を対象とした一般入試を行い、通常の学力検査等による入学者選抜を実施する。この場合、学力検査問題については、自校作成を基本とする。

(2) 通学区域

通学区域については、都内全域とする。ただし、子どもの心身の発達状況及び体力等を考慮し、日常の学校生活に支障が出ることをないよう、通学時間について保護者等に対し一定の配慮を求めることが望ましい。

(3) 編入学及び転学

中等教育学校前期課程及び併設型中学校は、義務教育であることから、他の中学校に編入学及び転学をすることができる。また、中等教育学校前期課程修了者及び併設型中学校卒業生には、高等学校入学資格が認められることから、一般の入学者選抜方法により他の高等学校に入学することができる。さらに、中等教育学校後期課程及び併設型高等学校では、高等学校間の転入学と同様に、他の高等学校への編入学及び転学が可能である。

欠員がある場合の編入学及び転学等による受入れについては、中等教育学校第4学年又は併設型高等学校第1学年当初及び中等教育学校又は併設型中学校・高等学校の途中のそれぞれの場合について、学校の活力維持及び教育指導上の観点から検討する。

4 教員に関する事項

(1) 教員免許

教育職員免許法の規定により、中等教育学校の教員については、原則として、中学校の教員免許状及び高等学校の教員免許状を有すること、併設型中学校・高等学校の教員については、一般の中学校・高等学校の教員と同様に、それぞれ中学校の教員免許状、高等学校の教員免許状を有することが求められている。都立の中等教育学校及び併設型中高一貫教育校においては、いずれについても、中学校と高等学校の相互乗り入れ授業を行うため、原則として、中学校の教員免許状及び高等学校の免許状を有する者を配置する。

(2) 教員の採用・異動

当面、中等教育学校及び併設型中高一貫教育校間の異動を前提とした採用・異動は行わず、区市町村立中学校及び都立高校の教員人事の一環として採用・異動を行う。このような考え方のもと、教員の能力・意欲に応じた人材の適所への配置を行うための方法について、区市町村教育委員会との連携も図りながら、開校当初公募することを含め検討する。

また、中等教育を一貫して推進する観点から、校長の在職期間の長期化を図る。

(3) 授業担任等

中学校の教員が前期課程（中学校）の授業を、高等学校の教員が後期課程（高等学校）の授業を担当することを原則としつつ、中学校の教員が後期課程（高等学校）の授業を、高等学校の教員が前期課程（中学校）の授業を担当する相互乗り入れ授業を積極的に行う。

その上で、将来的には、計画的・継続的な指導を行う観点から、前期課程（中学校）及び後期課程（高等学校）のいずれにおいても実際に指導できるよう、教員の養成を行っていく。

(4) 教員研修等

中学校の教員が高等学校の授業を、高等学校の教員が中学校の授業を実際に担任することができるよう、教職員研修センターにおいて、学習指導要領の内容及び指導法並びに生徒理解等に関する研修を実施するとともに、校内での研修・研究体制を充実する。

また、教養教育の内容について検討を行うとともに、教職員研修センターにおいて、教養教育に関する研究を継続的に進め、その成果を踏まえ、教養教育を实践できる教員を養成するための研修を実施する。

(5) 給与

国の考え方によると、中等教育学校においては、前期課程を担当する教員には「小学校、中学校等教育職員給料表」を、後期課程を担当する教員には「高等学校等教育職員給料表」を適用することを基本としつつ、前期課程の教員が後期課程の教科を担当するか、進路指導その他後期課程の業務に従事する場合には、「高等学校等教育職員給料表」を適用することとなっている。一方、併設型中高一貫教育校においては、このような考え方は取られていない。都立の中高一貫教育校の教員の給与の在り方については、国の考え方を踏まえつつ、同一の給料表を適用する可能性を含め検討する。

第4章 連携型中高一貫教育校の整備の考え方

1 ねらい

生徒理解や教科指導等教員の指導力向上及び意識改革など、都立高校及び区市町村立中学校の活性化を図る。また、各高等学校の教育目標に沿った生徒確保・受入及び中学生の目的意識の形成を図る。

2 連携する内容

生徒間の交流や教職員間の交流はもとより、中学校と高等学校の教育の一貫性と継続性に配慮して教育課程を編成し、教育課程上の連携を行う。具体的内容については、実践を重ねて研究開発を行っていくものであるが、当面以下の から のようなものが想定される。

関連して、中高一貫教育の在り方等に関する研究開発を行い、カリキュラムセンターとしての役割を果たす学校の構想を検討する。

教育課程上の連携等

- ・総合的な学習の時間の合同実施
- ・高等学校の教員と中学校の教員が協力して行うチーム・ティーチングによる習熟度別授業
- ・体育、音楽等の授業の合同実施
- ・中学校・高等学校を通して一貫したテーマ設定をした選択教科の開設による特色ある教育の展開
- ・中学校の教員による高等学校での補習的授業の実施
- ・高等学校の教員による中学校での発展的授業（選択教科）の実施
- ・特別活動の合同実施
- ・高等学校の教員による中学校での進路指導

教職員等の交流

- ・中学校の教員と高等学校の教員の共同での研修実施
- ・学校運営連絡協議会の共同開催

生徒間の交流

- ・部活動での交流
- ・生徒会活動での交流
- ・学校行事（入学式、卒業式、文化祭、体育祭等）の共同開催
- ・高校生による中学生の学習等の指導

3 連携形態

中学校と高等学校の連携形態としては、例えば、次のような組合せが想定される。いずれの場合においても、実質的な連携が行われる場合に実施することとする。

- ・ 1 中学校と 1 高等学校
- ・ 複数中学校と 1 高等学校（行政区域を越えた複数中学校を連携型中学校とすることを可能とする。）
- ・ 1 中学校と 1 高等学校（特定学科）
- ・ 併設型高等学校と併設型ではない 1 又は複数の中学校（併設型と連携型の複合型）

4 設置校数

設置校数を限定せず設置を推進する。

5 入学者決定方法等

連携型中学校の卒業生については、連携型中高一貫教育校のねらいや広く都民を受け入れるという都立高校の性格を踏まえながら、特別枠を設定しその範囲内で受け入れることを可能とする。特別枠に係る入学者選抜方法は推薦によるものとし、志願者数が特別枠に達せずに欠員が生じる場合には、当該欠員に係る人数を一般選抜に係る人数に加えて選抜を行う。特別枠については、定期的に見直すこととする。

また、連携型中学校の卒業生については、調査書及び学力検査の成績以外の資料により、入学者選抜を行うことができることとされていることから、連携枠を設けない場合には、調査書及び学力検査の成績を入学者選抜に利用するかどうか検討するほか、中学校長の推薦、面接、作文等の方法を適切に組み合わせて実施する。

6 教員に関する事項

中学校の教員免許状及び高等学校の免許状を有し、中高一貫教育に熱意を有する教員の配置に努める。また、中学校の教員が高等学校の授業を、高等学校の教員が中学校の授業を担当する相互乗り入れ授業を積極的に行う。さらに、中学校の教員が高等学校の授業を、高等学校の教員が中学校の授業を実際に担任することができるよう、教職員研修センターにおいて、学習指導要領の内容及び指導法並びに生徒理解等に関する研修を実施するとともに、校内での研修・研究体制を充実する。

7 費用分担

連携に際して費用が必要となる場合には、活動が高等学校で行われる場合には高等学校側、中学校で行われる場合には中学校側の負担となることを基本とする。

8 その他

都教育委員会が、区市町村教育委員会と連携しつつ、地域や中学校・高等学校のニーズ等を積極的に把握するとともに、連携内容や連携形態等をはじめとする連携型中高一貫教育の具体的内容について、何らかの指針等を明らかにすることなどにより、連携型中高一貫教育校の早期整備を図っていくことが望ましい。

教育課程編成の基本方針（教養教育の具現化例）



教育課程の概要（教養教育の具現化例）

区分 節目	教育活動の特徴 （社会的自立と知性 の獲得との調和）	特色ある学校設定科目等		教科・科目の 学習活動	道 徳 等	特別活動等	総合的な 学習の時間	生活指導 （進路指導）
		志や思いの育成	弁論技法の育成					
6年	<ul style="list-style-type: none"> 6年間の学習の総合化を図る。 将来の進路について決定し、その実現に向けて具体的に準備する。 	学校設定科目 「社会貢献論」、「リーダー論」 ・一団体、一人の活動についての考察	学校設定科目 「論理技法の基礎」 ・論文の作成方法	・ゼミ学習 原典の輪読により、 思想・哲学について学ぶ。	・公民科、ホームルーム 活動を中心に、人間の 在り方生き方について 学ぶ。	・論文発表会 ・生徒会活動の後見	・論文作成 自ら設定した研究 主題に関する論文 の作成	・他者とのかかわりを 通した自己指導力の 向上 ・進路実現への準備
5年	<ul style="list-style-type: none"> 異文化とのふれあいを通して日本文化の理解を深め、アイデンティティの確立を図る。 進路・職業について情報の収集と活用 	学校設定科目 「社会貢献論」、「リーダー論」 ・社会貢献の意義・実践力について ・リーダーの資質・能力について	学校設定科目 「論理技法の基礎」 ・プレゼンテーション 技術の習得 ・データ分析 ・ディベート	・ゼミ学習 原典の輪読により日本の 自然観・人間観について 学ぶ。	・公民科、ホームルーム 活動を中心に、自己と 他者の在り方について 学ぶ。	・個人企画海外留学 （3ヶ月） ・個人体験発表会 ・生徒会活動の中心 ・ディベート大会	・研究主題の設定 自ら研究主題を設定 し、文献、実務体験 から学ぶ。	・自己指導力の確立 ・希望進路決定に向け て
4年	<ul style="list-style-type: none"> 様々な追体験により使命感を育成する。 自己の特性を認識し、進路計画を立てる。 	学校設定科目 「社会貢献論」、「リーダー論」 ・社会貢献とは ・リーダーとは	学校設定科目 「論理技法の基礎」 ・論理展開技法の習得	・古典の学習を通して日本 文化の理解を深める。 ・近現代史のテーマ学習	・公民科、ホームルーム 活動を中心に、自己の 在り方生き方について 学ぶ。	・生徒会活動の中心	・自らの在り方生き方 について考察する。	・自己指導力の確立に 向けて
3年	<ul style="list-style-type: none"> 社会貢献について体験的に学ぶ。 将来の希望や志をはぐくむ。 	その他教科 「私と社会」 ・社会とのかかわり ・偉人・賢人の生涯	その他教科 「考える」 ・分析と総合 ・レトリック基礎	・歴史の学習を通して世界 中の日本を考える。	・道徳 集団や社会とのかかわ りを重視して学ぶ。	・集团的体験学習の実施 （1ヶ月） ・集団体験発表会	・国際事情、国際政治、 思想等について自らの 考えをまとめる。	・自律的学校生活の確 立
2年	<ul style="list-style-type: none"> 基礎的・基本的な学習の定着を図り、学び方を学習する。 職業観・勤労観を育成し、自己の適性の意識化を図る。 	その他教科 「私と社会」 ・権利と義務、自由と責任について ・ボランティア活動について	その他教科 「考える」 ・データ分析 ・ディベート	・課題選択学習等を通して 選択能力を育成する。	・道徳 自分自身、他人とのか かわりを重視して学 ぶ。	・スピーチコンテスト	・国際事情、国際政治、 思想等について課題 を調べ、まとめる。	・自律的学校生活の確 立に向けて ・生徒会や委員会との 連携
1年	<ul style="list-style-type: none"> 基礎的・基本的な学習の定着を図る。 進路について探索し、将来の生き方に対する希望を明確にしていく。 	その他教科 「私と社会」 ・社会における一人一人の役割 ・将来の目標設定について	その他教科 「考える」 ・情報収集の技術	・上級学年の授業に参加し、 学び方を学ぶ。	・道徳 感動を与え、実践力を 高める資料の開発を図 る。	・インターンシップ等 短期体験学習の実施 （1週間） ・短期体験発表会	・様々な分野の学際的 な学問の紹介	・礼儀、基本的生活習 慣の確立 ・家庭での指導との連 携
備考		・6年間を通して志や思いを高 める。	・6年間を通して技法 を学ぶ。	・異学年選択を可能とする。 ・基礎的、基本的な学力の 確実な定着を図る。 ・高大連携を様々な場面で 行う。	・教育活動全体を通して 道徳教育を行う。	・都立中等教育学校合同 体育祭の実施 ・ボランティア活動	・異学年の学習を可能 とする。	